

8 感染症予防・予防接種・ 環境衛生のページ

感染症予防

市民に対して感染症の正しい知識の普及啓発、感染症情報の提供、感染症患者等の人権を尊重した医療の提供により、感染症の発生、まん延を防止し、公衆衛生の向上を図ります。

1 感染症の知識普及(生涯学習出前講座)

担当／感染症予防課

- ◇対 象 者／市内に在住・在勤又は在学する10人以上で構成されたグループ
 - ◇方 法／申込み(要予約)
 - ◇内 容／感染症とその予防について
-

2 感染症発生時の調査等

担当／感染症予防課

医師からの感染症発生届出に基づいて、感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため必要があると認めるときは、患者及びその関係者へ調査等を実施し、接触者の健康診断、保健指導、入院勧告及び消毒等を適宜行う。

3 感染症の発生動向調査及び情報提供

担当／感染症予防課

市内の定点医療機関から収集し、基幹地方感染症情報センターで分析した感染症に関する情報を医療機関、教育委員会、市民等にホームページ等で提供する。

4 DOTS(直接服薬確認療法)

担当／感染症予防課

- ◇対 象 者／結核患者
 - ◇内 容／結核患者の治療成功率を向上させるため、確実な服薬ができるよう患者に応じた支援を行う。
-

5 HIV 及び梅毒検査

担当／感染症予防課

性感染症のまん延防止や知識普及のため、希望者に対してHIV及び梅毒の検査を無料・匿名で実施し、陽性者に対しては医療機関の紹介等を行う。

6 B型肝炎及びC型肝炎ウイルス検査の陽性者に関するフォローアップ事業

担当／感染症予防課

肝炎ウイルス検査受検後のウイルス性肝炎陽性者等が当該事業への参加を希望した場合に、専門医療機関等への受診勧奨（愛知県検査費用助成事業の説明含む）等を行う。

予防接種

伝染のおそれのある疾病の感染予防、発症防止、症状の軽減及びまん延防止のため予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進を図ります。

1 予防接種法に基づく定期の予防接種

担当／感染症予防課

A類疾病／急性灰白髄炎、ジフテリア(D)、百日せき(P)、破傷風(T)、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、H i b(ヒブ)感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症(子宮頸がん予防)、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症

B類疾病／インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症、新型コロナウイルス感染症、带状疱疹

◇接種対象／下記に掲げる年齢・期日までの範囲

ポリオ	2 か月～90 か月未満
5 種 混 合 (DPT+ポリオ +ヒブ) 4 種 混 合(DPT +ポリオ) 3 種 混 合(DPT)	第 1 期 2 か月～90 か月未満
2 種 混 合(DT)	第 1 期 3 か月～90 か月未満 第 2 期 11 歳～13 歳未満
麻しん風しん混 合	第 1 期 1 歳～2 歳未満及び、令和 6 年度内に生後 24 か月に達した者※ 第 2 期 幼稚園・こども園年長児の年齢に相当する者及び、令和 6 年度における 第 2 期の対象者※ ※麻しん風しんワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチン接種ができなかったと市町村長が認める場合
日本脳炎	第 1 期 6 か月～90 か月未満 第 1 期特例 平成 19 年 4 月 1 日以前に生まれた 20 歳未満(第 1 期(3 回)が完了していない者) 第 2 期 9 歳～13 歳未満 第 2 期特例 平成 19 年 4 月 1 日以前に生まれた 20 歳未満(第 1 期は完了しているが第 2 期が完了していない者)
B C G	3 か月～1 歳未満
ヒブワクチン	2 か月～5 歳未満
小児用肺炎球菌 ワクチン	2 か月～5 歳未満

子宮頸がん予防 ワクチン	小学 6 年生～高校 1 年生の年齢に相当する女性 キャッチアップ接種：平成 9 年度から平成 20 年度生まれまでの女性	
水痘	1 歳～3 歳未満	
B 型肝炎	1 歳未満	
インフルエンザ	65 歳以上の者、60 歳以上 65 歳未満で心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいをする者	
高齢者用肺炎球菌 ワクチン	65 歳の者、60 歳以上 65 歳未満で心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいをする者	
带状疱疹ワクチン	今年度 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳、100 歳の者※ 100 歳以上の者は全員対象 60 歳以上 65 歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをする者	
ロタウイルスワ クチン	ロタリックス	出生 6 週 0 日後～24 週 0 日後まで
	ロタテック	出生 6 週 0 日後～32 週 0 日後まで

◇接種方法

◎個別接種方式(医療機関での接種)

○実施医療機関（詳細は豊田市のホームページを参照のこと）

◇費用

A 類疾病／無料(ただし、市から個人通知が届き、かつ法定年齢・期間内の人)

B 類疾病／インフルエンザ：自己負担 1,500 円

新型コロナウイルス感染症：自己負担未定

高齢者用肺炎球菌：自己負担 2,000 円

帯 状 疱 疹：自己負担(生ワクチン) 3,000 円

(不活化ワクチン)1 回につき 6,000 円

2 行政措置による予防接種

担当／感染症予防課

予防接種法の対象から外れた乳幼児等の接種機会の確保のため、個別接種方式により無料で実施します。

◎予防接種の種類及び対象者

麻しん 1 期 麻しん風しん混 合 1 期	希望する医療機関においてワクチンの入荷を待つと対象年齢から外れてしまう子(ただし、2 歳の誕生日を迎える前日までの予約の場合に限る)※医療機関に書類があります
-----------------------------	---

3 長期療養児に対する定期の予防接種の対象期間(年齢)の延長

担当／感染症予防課

長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等によりやむを得ず定期の予防接種の機会を逸した者に対して、対象期間(年齢)が延長できます。

◇期 間／当該特別の事情がなくなった日から起算して 2 年を経過するまでの間

※一部年齢の上限あり

◇手 続／市役所に事前に申請が必要

4 予防接種法以外の任意の予防接種（行政措置を除く）

担当／感染症予防課

感染症のまん延を防ぐため、予防接種法に規定されていない種類の予防接種（任意接種）のうち、一部の種類において抗体検査・予防接種の費用を助成します。

◇助成種類／対象

事業名	種 類	対 象
風しん対策事業	風しん (抗体検査及びワクチン接種)	妊娠を希望する女性とその夫及び同居者、30～50 歳未満の男性（定期接種対象者及び予防接種歴、既往歴がある者を除く）
麻しん対策事業	麻しん (抗体検査及びワクチン接種)	1 歳以上で麻しんの既往歴、予防接種歴がない又は 1 回接種済みの者（定期接種対象者を除く）
任意予防接種 費用助成事業	おたふくかぜ	1 歳～小学校就学前
	帯状疱疹	50 歳以上の者 (定期接種対象者を除く)
	男性のヒトパピローマ ウイルス感染症	小学 6 年生～高校 1 年生の年齢に 相当する男性

◇助成額及び助成回数／種類により異なる（詳細は豊田市のホームページを参照のこと）

5 豊田市特別の理由による任意予防接種費用助成事業

担当／感染症予防課

骨髄移植手術等により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された方に対して、再接種の費用を助成します。

◇手 続／市役所に事前に申請が必要（詳細は豊田市のホームページを参照のこと）

6 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（ワクチン接種証明書）の発行

担当／感染症予防課

◇目 的／新型コロナウイルスワクチンを接種したことを公的に証明

◇対 象／豊田市の接種券を使って令和 6 年 3 月 31 日までに新型コロナウイルスワクチンを接種した方

◇手 続／市役所窓口で交付申請

◇手 数 料／無料

環境衛生

1 環境衛生関係営業施設の衛生(中核市移譲事務)

担当／感染症予防課

◇内 容／旅館、公衆浴場、興行場、理容所、美容所、クリーニング所の営業許可(確認)、監視指導

- ◇目 的／施設の衛生保持
 - ◇手 数 料／許可(確認)申請の際手数料が必要
-

2 特定建築物の衛生(中核市移譲事務)

担当／感染症予防課

- ◇内 容／興行場、店舗、事務所、学校、旅館等で一定規模を有する建築物の届出受理、監視指導
 - ◇目 的／建築物における衛生的環境の確保
-

3 墓地・納骨堂・火葬場

担当／感染症予防課

- ◇内 容／墓地・納骨堂等の経営許可、改葬許可
 - ◇目 的／公衆衛生の保持
-

4 古瀬間墓地

担当／やすらぎ福祉総務課

- ◇内 容／古瀬間墓地公園墓所の貸付始め各種運営業務
 - ◇目 的／公衆衛生の保持
-

5 水道施設

担当／感染症予防課

- ◇内 容／専用水道、簡易専用水道の設置届等の受理、監視指導
 - ◇目 的／飲用水の水質の安全確保
-

6 プールの衛生(中核市移譲事務)

担当／感染症予防課

- ◇内 容／愛知県プール条例に基づくプール設置届等の受理、監視指導
 - ◇目 的／プールの適正な維持管理
-

7 温泉(中核市移譲事務)

担当／感染症予防課

- ◇内 容／温泉利用許可、監視指導
 - ◇目 的／適正な温泉利用の保持
 - ◇手 数 料／許可申請の際手数料が必要
-

8 有害物質を含有する家庭用品の規制(中核市移譲事務)

担当／感染症予防課

- ◇内 容／有害物質を含有する家庭用品の検査、監視指導
 - ◇目 的／家庭用品の安全性の確保
-

9 住環境衛生

担当／感染症予防課

- ◇内 容／ダニ、アタマジラミ等の衛生害虫及び室内空気汚染の原因となるホルムアルデヒド等に関する相談
 - ◇目 的／住環境の衛生確保
-

10 光化学スモッグ保健対策

担当／感染症予防課

- ◇内 容／光化学スモッグ発生に係る被害調査
- ◇目 的／市民等の安全確保、被害防止

生活衛生

1 火葬事業

担当／やすらぎ福祉総務課

- ◇内 容／古瀬間聖苑の運営及び火葬の実施
- ◇目 的／公衆衛生の保持